

全国健康関係主管課長会議資料

平成25年3月13日(水)

於：中央合同庁舎第5号館 低層棟講堂

厚生労働省健康局
疾病対策課
臓器移植対策室

目 次

1．臓器移植対策について

- (1) 虐待を受けた児童への対応について 1
- (2) 臓器提供の体制整備について 1
- (3) その他 2

2．造血幹細胞移植対策について

- (1) 移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律 2
- (2) 骨髄及び末梢血幹細胞移植対策について 2
- (3) さい帯血移植対策について 3

3．その他連絡事項 4

1. 臓器移植対策について

(1) 虐待を受けた児童への対応について

改正臓器移植法では、虐待を受けた児童から臓器が提供されることのないよう、適切に対応することとされ、ガイドライン上、医療機関は、虐待防止委員会等の院内体制の下で虐待の疑いの有無を確認することとされている。

これを踏まえ、医療機関が児童相談所へ照会した際に、虐待に関する情報が得られるよう、必要な体制の整備をこれまでもお願いしているところである。

児童相談所を設置している自治体においては、今後の小児の臓器提供事例により適切に対応していただくために、個人情報保護条例の特例的な扱いをするなど、医療機関と児童相談所等の連携が図られるよう、その体制整備に取り組んでいただくよう強くお願いする。

また、各自治体の体制整備状況については、継続的に把握し、公表していきたいと考えているので、アンケート調査の際は、引き続き御協力願いたい。

(2) 臓器提供の体制整備について

改正臓器移植法施行後、脳死下臓器提供事例が着実に増加しているが、これらのほとんどが改正法施行に伴い可能となった家族承諾による臓器提供であり、本人の意思表示に基づく臓器提供は増加していない。このため、一人でも多くの方に移植医療について理解していただき、一人ひとりが、臓器を「提供する」「提供しない」にかかわらず、意思表示していただくための普及啓発が重要となっている。

厚生労働省では、(社)日本臓器移植ネットワーク(以下「臓器移植ネットワーク」という。)と連携しながら、一人でも多くの方に移植医療について理解していただき、本人に臓器提供に関する「意思表示をしていただくこと」に力点を置いて普及啓発に取り組んでいる。

各自治体においても、移植医療に関する広報・普及啓発について各種の活動に御尽力いただいているが、運転免許証更新時や管轄下の医療保険者(市町村国民健康保険組合、地方公務員共済組合、健康保険組合等)における医療保険の被保険者証のカード化や被保険者証の更新時等、適当な機会をとらえ、関係機関・団体の協力を得ながら、都道府県臓器移植コーディネーターとともに、意思表示の普及について一層の御尽力いただきたい。

また、移植医療に関する認識と理解を深めていただくことを目的として、厚生労働省では中学三年生向けのパンフレットを作成し、全国の中学校へ配布しているが、これに併せ、臓器移植ネットワークにおいても教員向け資料の配付や教育セミナーを実施している。

教育委員会とも連携して、パンフレット等の教育現場で活用できる資料やセミナーについての情報提供や普及啓発に取り組んでいただきたい。

※【臓器移植ネットワークの教材紹介ページ】 <http://www.jotnw.or.jp/studying/>

(3) その他

各都道府県の臓器移植連絡調整者（都道府県臓器移植コーディネーター）設置事業については、各都道府県において同化定着してきたこと及び各都道府県が主体性を持って事業を継続することを確保する観点から、平成15年度より一般財源措置され、「都道府県臓器移植連絡調整者設置事業の推進について」（平成15年3月20日付け健臓発第0320001号臓器移植対策室長通知）により、都道府県臓器移植コーディネーターの日常業務として、都道府県内の普及啓発活動に取り組んでいただくようお願いしているところである。改正臓器移植法の趣旨も踏まえ、引き続き、関係医療機関と日常的に連携を取りつつ、地域の実情に応じた普及啓発活動を行い、臓器提供のための体制を整えるなど、各都道府県内の臓器提供体制の拡充に努めていただくとともに、心停止下での腎臓提供も含め、臓器提供にご協力いただいている施設等を定期的に巡回し、臓器提供に対する一層の理解及び協力が得られるよう、よろしくお願いしたい。

さらに、臓器提供発生時においては、臓器移植ネットワークと連携して臓器提供に関する情報交換や連絡調整等の業務を行っていただくようお願いしているところである。経費については、県境を跨ぐ場合も含め、臓器移植ネットワークから活動費として支払っており、平成25年度予算案においても引き続き臓器移植ネットワークへの補助対象事業としているので、活用いただきたい。

臓器移植を適正に実施していくためには、都道府県臓器移植コーディネーターの重要性は増すものと考えており、厚生労働省としても活動しやすい環境となるよう引き続き支援していく方針である。

2. 造血幹細胞移植対策について

(1) 移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律

ア 平成24年9月6日に「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律」が全会一致にて成立した。本法律は、「移植を希望する患者の方々にとって、病気の種類や病状に合った最適な移植が行われるとともに生活の質の改善が図られることが期待される」とされており（法律案草案趣旨説明より）、公布の日（平成24年9月12日）から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされている。（平成26年3月11日まで）

現在、関係審議会において基本方針の策定等に向けての議論を開始しているところであり、今後の審議の動向を注視していただきたい。

(2) 骨髄及び末梢血幹細胞移植対策について

白血病や重症再生不良性貧血等で非血縁者間造血幹細胞移植を希望している患者数は年々増加しており、それに伴って非血縁者間の造血幹細胞移植の件数も年々増加している。

よりよい治療のための造血幹細胞移植の主な課題としては色々挙げられるが、特に地方自治体の皆さま方に御尽力いただきたいのが骨髄などの善意のドナーの継続的な協力の確保についてである。

骨髄バンクへのドナー登録者は年々増加しているが、各都道府県ごとの登録者数（対象人口1,000人あたり）にはばらつきがみられることから、さらに積極的なドナー登録への御協力を御願いたい。

また道府県に対しては骨髄提供者登録受付業務費としてドナー登録に必要な費用を交付税措置しており、ぜひ積極的な登録をお願いしたい。

さらに、「非血縁者間骨髄移植等の実施に関する指針について」（平成22年9月7日付け健発0907第9号。健康局長通知。）において、関係者間の連携の確保をお願いしており、日本赤十字社や骨髄移植推進財団、ボランティア等との関係者からなる連絡協議会の設置が望ましいとしている。

今後、効果的なドナー募集及び登録を行っていくためには、全国組織である日本赤十字社やボランティア団体との連携が不可欠であることから、上述の連絡協議会等を積極的に活用し、効果的な普及啓発やドナー登録等をお願いしたい。

（3）さい帯血移植対策について

さい帯血移植については、現在、8つの公的バンクがさい帯血の調製保存を行っており、公的さい帯血バンクを介した非血縁者間さい帯血移植は平成25年1月末現在、9千3百件を超えている。この移植は産後のさい帯と胎盤から造血幹細胞を含むさい帯血を採取するため、提供者（ドナー）への負担がなく、保存ができるため、必要とする患者に必要なときに移植できる等の利点を有している。

患者にとっては骨髄移植及び末梢血幹細胞移植と同様、さい帯血移植も重要な選択肢の一つであることから、各都道府県におかれては、一人でも多くの方にさい帯血移植の機会を提供できるようさい帯血移植の推進に御協力願いたい。

なお、さい帯血公開個数等の詳細については、日本さい帯血バンクネットワークホームページ（<http://www.j-cord.gr.jp>）を参照のこと。

3. その他連絡事項

臓器移植対策室関係行事予定

行 事 名	関 係	期 間	場 所
臓器移植普及推進月間	【主催】 厚生労働省、都道府県、 (社)日本臓器移植ネッ トワーク 他	平成25年 10月1日～31日	全 国
第15回臓器移植推進 全国大会	【主催】 厚生労働省、開催都道府 県他	平成25年 10月27日(日)	茨城県
骨髄バンク推進月間	【主催】 厚生労働省、都道府県、 保健所設置市、特別区、 (財)骨髄移植推進財団 他	平成25年 10月1日～31日	全 国

参 考 资 料

参考資料目次

- 1 . 平成 2 5 年度移植対策関係予算 (案) の概要 資 - 1

- 2 . 臓器移植対策
 - (1) 臓器提供施設と児童相談所の連携のための関係者間協議の推進について . . 資 - 3
 - (2) 脳死下臓器提供対応施設 (都道府県別数) 資 - 6
 - (3) 都道府県別の腎臓提供件数と移植件数 / 移植希望登録者数 資 - 7
 - (4) アイバンク別の献眼者数、利用眼数、待機患者数 資 - 8
 - (5) 都道府県臓器移植連絡調整者設置事業の推進について (抄) 資 - 9

- 3 . 造血幹細胞移植対策
 - (1) 日本におけるさい帯血保存・供給の状況 資 - 11
 - (2) 都道府県別ドナー登録会開催状況等 資 - 12

1 平成25年度移植対策関係予算(案)の概要

〔平成25年1月 臓器移植対策室〕

<平成24年度予算額> 2,656 百万円 → <平成25年度予算(案)> 2,717 百万円 (対前年度比 102.3%)
<注>他局課計上分を含む。

造血幹細胞移植対策の推進 <平成25年度予算(案) 1,881 百万円 >

- 3種類の移植法(骨髄移植、末梢血幹細胞移植、臍帯血移植)のうち、患者の疾病の種類やステージに応じて最適な移植法を選択し実施できる体制を整備する。

新 造血幹細胞移植患者・ドナー情報登録支援事業 31 百万円

患者の治療内容やドナーの健康情報等を登録・分析し、プライバシーに十分配慮をした上で、医療機関、研究者、患者相談を行うNPOなどに公開することにより、3種類の移植術のうち、患者の疾病の種類やステージに応じて最適な移植法を選択肢、治療できるような体制整備を行う。

新 造血幹細胞移植医療体制整備事業 65 百万円

血液がん等に対する造血幹細胞を用いた早期治療(採取の積極的実施、緊急の移植受入)の実践を行うとともに、造血幹細胞移植に関する人材育成、治療成績の向上及び研究を促進させるための基盤整備を図る。(拠点的な病院を初年度3カ所整備。25年度以降段階的に拡充。)

新 臍帯血移植等共同支援事業 18 百万円

臍帯血の採取、調整、保存技術に関する研修や、採取技術向上のための検討を進めるなど、臍帯血の品質の一層の向上を図るとともに、臍帯血移植の更なる安全性の確保を図る。

末梢血幹細胞採取体制の整備 (平成24年度予備費 152 百万円)

造血幹細胞数測定装置の整備に対する補助(10施設、定額10/10相当)を行い、末梢血幹細胞採取認定施設の拡大を図る。
平成25年度においても、保健衛生施設等設備整備費補助金のメニューとして継続実施。

- 造血幹細胞移植に必要な基盤(バンク)体制の安定的かつ着実な推進を支援する。

骨髄データバンク登録費 665 百万円

骨髄移植及び末梢血幹細胞移植をする際に必要な骨髄等ドナーのHLA(白血球の型)を検査し、データベースに登録・管理する。

増 骨髄移植対策事業費 466 百万円

初期コーディネート期間の短縮、患者負担金の減免措置のための措置を強化する。

臍帯血移植対策事業費(バンク関係運営費) 627 百万円

臍帯血バンク(8バンク)とバンクネットワークの安定的な運営を引き続き支援する。

臓器移植対策の推進

< 平成25年度予算(案)

664 百万円 >

- 臓器移植が適切に実施されるよう、あっせん業務体制の充実を図るとともに、引き続き、移植医療への理解、臓器提供に係る意思表示の必要性について普及啓発する。

増 あっせん事業従事者設置費

200 百万円

コーディネーターを増員(35人→38人)し、提供事例の増加に適切に対応するとともに、臓器提供施設の院内体制整備支援を強化するほか、ドナー家族の心のケア(フォロー)体制、啓発活動を強化する。

□ 普及啓発事業費

30 百万円

引き続き、15歳を対象とした中学生向け啓発冊子の配布やポスター掲示等を通じて移植医療への理解や意思表示の必要性について啓発を図る。

移植医療研究の推進

< 平成25年度予算(案)

172 百万円 >

- 臓器移植・組織移植・造血幹細胞移植のそれぞれについて、社会的基盤に関する研究及び成績向上に関する研究を推進する。

移植医療対策推進体制の強化

< 組織 >

- 「臓器移植」、「造血幹細胞移植」などの対策を「移植医療」として、より積極的に推進するとともに、今後の医療技術の進歩や医学的知見の集積など移植医療を取り巻く状況の変容に即応するため、所要の組織改正を行う。

組織 移植医療対策推進室の振替新設

御質問等のお問い合わせ先

厚生労働省健康局疾病対策課臓器移植対策室

担当者 > 加賀山・保田

電話直通 > 03-3595-2256

2 - (1) 臓器提供施設と児童相談所の連携のための関係者間協議の推進について

健臓発 1206 第 2 号

平成 24 年 1 月 6 日

各 { 都道府県
指定都市
中核市 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局疾病対策課

臓器移植対策室長

臓器提供施設と児童相談所の連携のための関係者間協議の推進について

臓器移植の円滑の実施につきましては、平素から御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 83 号）の附則第 5 項では、虐待を受けた児童から臓器が提供されることのないよう適切に対応することとされており、その一環として、臓器提供施設から児童相談所に虐待の有無等を照会できるよう、個人情報保護条例の取扱いの整理などに取り組んでいただようお願いしているところです（平成 24 年 2 月 3 日全国健康関係主管課長会議資料参照）。

今般、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長及び母子保健課長から「児童虐待の防止等のための医療機関との連携強化に関する留意事項について」（平成 24 年 11 月 30 日雇児総発 1130 第 2 号、雇児母発 1130 第 2 号）が別添のとおり関係地方公共団体の児童福祉・母子保健主管部（局）長あて通知されました。当該通知においては、臓器提供者となる可能性がある児童に関し、医療機関から児童相談所に対し虐待相談対応の有無等について照会があった場合に円滑に対応できるよう、事前に関係部署と協議しておく必要があること等が明記されているところです（別添通知中「8 臓器提供に係る児童に関する児童相談所の関与の確認」を参照）。

つきましては、貴職におかれては、当該通知の趣旨も踏まえ、臓器提供者となる可能性がある児童に関し臓器提供施設から児童相談所に照会を行う場合の対応について、児童福祉主管部局や児童相談所と積極的に協議を行うようお願いいたします。

また、本件は脳死下での臓器提供のみならず心停止下での臓器提供にも関わることから、当該通知の内容及び上記協議の結果についてすべての関係機関において認識を共有するため、関係部局と連携し、貴管内の医療機関及び関係団体、並びに市町村及び関係機関等に対する周知について、特段の御配慮をお願いいたします。

雇児総発 1130 第 2 号
雇児母発 1130 第 2 号
平成 24 年 11 月 30 日

各
都 道 府 県
指 定 都 市
中 核 市
保 健 所 設 置 市
特 別 区
児童福祉・母子保健主管部（局）長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局 総務課長

母子保健課長

児童虐待の防止等のための医療機関との連携強化に関する留意事項について

児童虐待防止対策の推進については、平素より御尽力を頂き、感謝申し上げます。

さて、医療機関等との連携体制の整備については、「妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健・医療・福祉の連携体制の整備について」（平成 23 年 7 月 27 日付け雇児総発 0727 第 4 号、雇児母発 0727 第 3 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知）等によりお願いしてきたが、先般、「『子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第 8 次報告）』を踏まえた対応について」（平成 24 年 7 月 26 日付け雇児総発 0726 第 1 号、雇児母発 0726 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知。以下「平成 24 年 7 月通知」という。）において、児童相談所及び市区町村と医療機関との積極的な連携及び情報共有の必要性を示したところである。

これを踏まえ、児童相談所及び市区町村の児童福祉・母子保健等の関係部署、要保護児童対策地域協議会の調整機関における医療機関との連携について留意すべき事項を整理したので下記のとおり通知する。

貴職におかれてはこの内容を御了知いただくとともに、管下の児童相談所及び保健所並びに管内の市区町村及び医療機関等の関係機関に周知を図り、対応に遺漏のないよう努められたい。

なお、本通知については、医政局及び健康局並びに消費者庁、総務省自治行政局及び法務省刑事局と協議済みであることを申し添える。

また、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である。

1～7 (略)

8 臓器提供に係る児童に関する児童相談所の関与の確認

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 83 号）附則第 5 項では、政府は、虐待を受けた児童から臓器が提供されることのないよう、虐待が行われた疑いがあるかどうかを確認し、及びその疑いがある場合に適切に対応するための方策に関し検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨規定されており、法律の趣旨として、虐待を受けた児童の臓器が提供されるべきではない旨が明確にされている。

これを踏まえ、医療機関で児童からの臓器提供が検討される場合、医療機関は、当該児童について虐待が行われた疑いがあるかどうかを確認する必要がある、そのためには、関係する児童相談所における当該児童に係る虐待相談対応の有無等について照会することも想定される。

このため、都道府県等の児童福祉主管部局や児童相談所では、臓器提供者となる可能性がある児童に関し、過去及び現在の児童相談所による虐待相談対応の有無等について児童相談所に照会があった場合に円滑に対応できるよう、照会の方法や個人情報保護条例上の整理等について事前に関係部署と協議しておく必要がある。都道府県等の衛生主管部局や医療機関から協議への協力を求められた場合には協力するようお願いする。特に、個人情報保護条例については、あらかじめ個人情報の第三者提供に係る除外規定のいずれの条項に該当するか整理することや、必要に応じてあらかじめ個人情報保護審査会の諮問・答申手続により整理することなどが必要となる。

また、協議結果については、関係機関において認識が共有される必要があることから、児童福祉主管部局から管下の児童相談所に周知されたい。同時に、衛生主管部局から関係医療機関等へ周知が図られることから、児童福祉主管部局及び児童相談所においても、衛生主管部局が開催する会議への参加など、衛生主管部局が行う周知のための取組にも協力されたい。

2 - (2) 脳死下臓器提供対応施設（都道府県別数）

（平成24年6月末現在）

		大人	児童	(参考) ガイドライン5類型 該当施設数
			(18歳未満)	
1	北海道	19	6	42
2	青森県	3	2	6
3	岩手県	7	5	11
4	宮城県	6	4	16
5	秋田県	5	2	8
6	山形県	5	3	11
7	福島県	8	0	16
8	茨城県	9	2	21
9	栃木県	5	2	12
10	群馬県	4	2	14
11	埼玉県	9	3	30
12	千葉県	15	11	30
13	東京都	35	19	88
14	神奈川県	24	17	54
15	新潟県	7	5	18
16	富山県	4	3	8
17	石川県	5	3	11
18	福井県	4	2	8
19	山梨県	2	2	4
20	長野県	7	5	18
21	岐阜県	7	5	15
22	静岡県	14	7	27
23	愛知県	22	16	44
24	三重県	9	2	14
25	滋賀県	6	5	10
26	京都府	6	2	14
27	大阪府	29	12	62
28	兵庫県	18	6	33
29	奈良県	5	3	12
30	和歌山県	3	3	9
31	鳥取県	3	1	6
32	島根県	3	2	5
33	岡山県	11	5	17
34	広島県	10	6	15
35	山口県	7	5	10
36	徳島県	4	4	8
37	香川県	5	4	9
38	愛媛県	6	4	13
39	高知県	4	3	6
40	福岡県	13	4	36
41	佐賀県	3	1	7
42	長崎県	6	4	11
43	熊本県	3	1	10
44	大分県	3	1	9
45	宮崎県	3	0	9
46	鹿児島県	2	2	12
47	沖縄県	4	2	10
	計	392	208	859

2-(3) 都道府県別の腎臓提供件数と移植件数／移植希望登録者数

都道府県	提供件数	移植件数	移植希望登録者数 2012年末現在	移植希望登録者全体に占める割合
	〔 06年～12年の合計数 〕			
北海道	50	88	587	4.6%
青森	4	6	116	0.9%
岩手	3	4	97	0.8%
宮城	6	21	159	1.3%
秋田	1	4	61	0.5%
山形	2	3	85	0.7%
福島	8	9	163	1.3%
茨城	10	22	329	2.6%
栃木	6	11	176	1.4%
群馬	13	19	168	1.3%
埼玉	21	31	675	5.3%
千葉	30	65	595	4.7%
東京	87	186	1,491	11.7%
神奈川	56	87	921	7.2%
新潟	28	42	262	2.1%
富山	9	17	144	1.1%
石川	8	12	180	1.4%
福井	8	3	64	0.5%
山梨	3	1	79	0.6%
長野	10	14	171	1.3%
岐阜	12	21	250	2.0%
静岡	34	62	361	2.8%
愛知	87	183	1,236	9.7%
三重	4	6	213	1.7%
滋賀	7	5	79	0.6%
京都	6	16	242	1.9%
大阪	19	66	667	5.2%
兵庫	34	72	574	4.5%
奈良	7	10	222	1.7%
和歌山	21	18	137	1.1%
鳥取	1	0	38	0.3%
島根	1	2	44	0.3%
岡山	4	17	173	1.4%
広島	10	19	288	2.3%
山口	6	8	94	0.7%
徳島	6	9	80	0.6%
香川	15	22	133	1.0%
愛媛	6	11	110	0.9%
高知	7	6	63	0.5%
福岡	54	100	402	3.2%
佐賀	4	1	39	0.3%
長崎	16	23	148	1.2%
熊本	1	13	160	1.3%
大分	4	7	51	0.4%
宮崎	8	6	64	0.5%
鹿児島	5	6	56	0.4%
沖縄	15	42	264	2.1%
合計	757	1,396	12,711	

2-(4) アイバンク別の献眼者数、利用眼数、待機患者数

アイバンク名	献眼者数		利用眼数		待機患者数 (H24.12末)
	H22年度	H23年度	H22年度	H23年度	
(財)北海道眼球銀行	21	13	34	23	35
特定非営利法人 旭川医大アイバンク	7	3	74	55	3
(公財)弘前大学アイバンク	3	6	6	8	38
岩手医科大学眼球銀行	17	13	30	24	57
(財)東北大学アイバンク	8	10	17	15	63
(財)あきた移植医療協会	4	4	8	6	7
(公財)山形県アイバンク	8	6	14	11	21
(財)福島県アイバンク	4	12	7	18	60
(財)茨城県アイバンク	28	29	34	43	28
(財)栃木県アイバンク	40	24	48	34	48
(公財)群馬県アイバンク	24	26	23	30	13
(公財)埼玉県腎・アイバンク協会	26	15	45	28	21
(財)千葉県アイバンク協会	8	5	5	9	18
角膜センター・アイバンク	58	63	108	99	32
順天堂大学アイバンク	28	16	41	25	232
慶応大学眼球銀行	21	31	32	57	90
(社福)読売光と愛の事業団眼球銀行	29	24	54	43	64
杏林アイバンク	5	1	7	4	14
(公財)かながわ健康財団 腎・アイバンク推進本部	66	68	108	94	29
(公財)山梨県アイバンク	7	8	10	11	18
(公財)長野県アイバンク・臓器移植推進協会	19	19	25	34	15
(財)新潟県臓器移植推進財団	17	14	26	18	108
(公財)富山県アイバンク	15	19	22	33	9
(公財)石川県アイバンク	8	8	15	13	8
(財)福井県アイバンク	25	10	39	23	61
(公財)岐阜県ジン・アイバンク協会	9	11	11	13	4
(公財)静岡県アイバンク	140	161	170	199	58
(公財)愛知県眼衛生協会	137	144	218	230	107
(財)三重県角膜・腎臓バンク協会	2	6	2	11	18
(公財)滋賀県健康づくり財団 腎・アイバンクセンター	6	3	12	6	0
京都府立医科大学附属病院眼球銀行	16	18	22	21	62
(公財)体質研究会アイバンク	6	5	8	4	7
(財)大阪アイバンク	57	40	103	72	101
(公財)兵庫アイバンク	8	5	9	1	44
(財)奈良県アイバンク	1	2	2	4	7
(公財)和歌山県角膜・腎臓移植推進協会	16	18	30	34	111
(財)恵仁会鳥取大学眼球銀行	4	3	7	4	15
(公財)島根難病研究所しまねまごころバンク	3	2	8	4	10
(公財)岡山県アイバンク	8	3	14	6	16
(財)ひろしまドナーバンク	31	22	45	39	165
(公財)やまぐち角膜・腎臓等複合バンク	16	5	17	6	6
(財)徳島アイバンク	5	6	33	38	97
(財)香川県眼球銀行	8	8	13	15	19
(公財)愛媛アイバンク	6	8	8	18	30
特定非営利法人高知アイバンク	3	5	6	10	39
(公財)福岡県医師会眼球銀行	11	7	17	9	47
久留米大学眼球銀行	3	2	4	6	7
(財)佐賀県アイバンク協会	6	6	6	5	14
(財)長崎アイバンク	54	45	32	29	28
(財)熊本県角膜・腎臓バンク協会	12	8	19	17	155
(公財)大分県アイバンク協会	3	9	3	16	11
(財)宮崎県アイバンク協会	9	4	15	5	39
(財)鹿児島県角膜・腎臓バンク協会	3	3	8	2	5
(財)沖縄県アイバンク協会	2	3	4	4	27
計	1,081	1,009	1,678	1,586	2,341

2 - (5) 都道府県臓器移植連絡調整者設置事業の推進について(抄)

平成15年3月20日 健臓発第0320001号
各都道府県衛生主管部(局)長宛
厚生労働省健康局疾病対策課臓器移植対策室長通知

都道府県臓器移植連絡調整者(以下「都道府県臓器移植コーディネーター」という。)については、「都道府県臓器移植連絡調整者の設置について」(平成15年3月20日付健発第0320002号厚生労働省健康局長通知)により、その設置をお願いしているところである。

厚生労働省としては、都道府県臓器移植コーディネーターが地域において臓器移植の普及定着を図るために果たす役割の重要性から、その業務について一定の質の確保を図ることが必要であると考えており、設置事業の実施に当たっては、下記の点に留意され、事業の効果的かつ積極的な推進が図られるようよろしく願います。

(略)

なお、この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に規定する技術的な助言に当たるものである。

記

1 設置主体及び設置場所

(略)

2 業務内容

都道府県臓器移植コーディネーターは、おおむね都道府県における臓器移植に関する次の業務を行うことが望ましいこと。

なお、下記 の業務については、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)第12条の規定に基づく臓器のあっせん機関である社団法人日本臓器移植ネットワーク(以下「ネットワーク」という。)が行う「あっせん業務」の一部として行われるものであるため、設置者の承諾を得てネットワーク理事長からの委嘱を受けた上で行うものとする。

日常業務

ア 都道府県内における臓器提供意思表示カード及び意思表示シールについて、管内における保健所、郵便局、警察署、運転免許センター等の公共施設の窓口に設置することを始め、あらゆる機会を通じた普及を行い、地域住民の臓器提供・臓器移植に関する理解を深める

イ 都道府県内の臓器提供に協力いただく施設の医療従事者等に対し臓器移植に関する制度等についての普及啓発活動を行い、臓器提供の際の協力が得られるよう努めるとともに、臓器提供に協力いただく施設等を定期的に巡回し、連携体制を整備する

ウ 上記ア及びイ以外に臓器移植対策を推進するために必要な業務

臓器提供発生時業務

ネットワークの地域センター(以下「支部」という。)と連携し、臓器提供に関する情報交換等を行うとともに、支部長及び支部の主任臓器移植連絡調整者(以下「支部主席コーディネーター」という。)の指示に従い以下の業務を行うこと

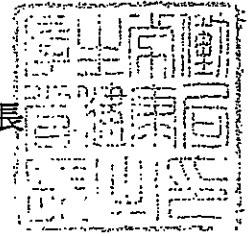
ア～キ(略)

3 都道府県臓器移植コーディネーターの採用要件

(略)

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長



都道府県臓器移植連絡調整者の設置について

臓器移植連絡調整者は、移植医療に関し、医療関係者をはじめとする国民の理解を深め、国民の臓器提供に関する意思が十分活かされるよう、専門的立場から、医療機関等に対する普及啓発活動を行うとともに、臓器提供につながる可能性がある事例が生じた際に、関係者間の連絡調整等の諸活動を行う者であり、我が国における臓器移植の円滑な推進を図るためには、必要不可欠なものである。

このため、平成10年度から、各都道府県における臓器移植の円滑な推進を図るために必要な都道府県臓器移植連絡調整者（以下「都道府県臓器移植コーディネーター」という。）を設置する事業については、国庫補助事業としてきたところであるが、本事業については各都道府県において同化定着してきたこと及び今後都道府県が主体性を持って事業を継続することを確保する観点から、平成15年度からは一般財源化され、所要の財源が措置されることとなったところである。

厚生労働省としては、地域において臓器移植の普及定着を図るためには、今後、都道府県臓器移植コーディネーターがますます大きな役割を果たすことが期待されると考えており、従前どおり、本事業の推進に一層の御尽力をいただくようお願いする。

なお、平成15年3月31日をもって、「都道府県臓器移植連絡調整者設置事業の実施について」（平成10年6月18日付健医発第946号厚生省保健医療局長通知）及び「臓器移植連絡調整者（臓器移植コーディネーター）の役割等について」（平成10年6月25日付健医疾臓発第11号厚生省保健医療局エイズ疾病対策課臓器移植対策室長通知）は廃止する。

3 - (1) 日本におけるさい帯血保存・供給の状況

(ア) 日本さい帯血バンクネットワークに参加しているバンクからの提供数・移植数

	平成 8 年度	平成 9 年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	計
提供数	1	20	78	116	178	231	310	739	679	690	774	815	912	940	1,103	1,132	1,045	9,763
移植数	1	19	77	114	169	220	297	702	678	658	754	778	875	907	1,074	1,106	990	9,419

※提供数：さい帯血移植のために医療機関へ提供した個数、移植数：実際に移植に使用された個数

※平成 24 年度は、平成 25 年 1 月末時点

(イ) さい帯血バンクの一覧（平成 25 年 1 月末時点）

バンク名	採取施設	分離・保存施設	公開件数	
日本赤十字社北海道さい帯血バンク	札幌東豊病院 札幌マニティウイメンズホスピタル 手稲溪仁会病院 エナティイースクリニック	札幌西レディスクリニック 大谷地産科婦人科 愛産婦人科	北海道赤十字血液センター	1,710
東京臍帯血バンク	聖路加国際病院 慶應大学病院 賛育会病院 JR 東京総合病院 日本大学附属板橋病院 まつしま病院 東京女子医科大学附属八千代医療センター	日本医科大学多摩永山病院 金子レディスクリニック 山口病院 亀田総合病院 瀬戸病院 愛和病院	・(財)献血供給事業団 臍帯血事業部 ・日本大学大医学部附属板橋病院	6,969
日本赤十字社関東甲信越さい帯血バンク	愛育病院 東京厚生年金病院 国立国際医療センター 永寿総合病院 池下レディスクリニック東雲 東峯婦人クリニック 神奈川県立こども医療センター 医療法人産育会堀病院 済生会横浜市南部病院 東北大学病院 仙台赤十字病院 吉田レディスクリニック	日本赤十字社医療センター 葛飾赤十字産院 東京衛生病院 池下レディスファミリークリニック 武蔵野赤十字病院 昭和大学藤が丘病院 大口東総合病院 横浜南共済病院 横浜市立大学医学部附属市民総合医療センター 東北公済病院 国立病院機構仙台医療センター 仙台市立病院	東京都赤十字血液センター	4,994
東海大学さい帯血バンク	東海大学病院 伊勢原協同病院 やはたウイメンズホスピタル 平塚市民病院 平塚共済病院 茅ヶ崎徳州会総合病院	大和市立病院 小田原市立病院 海老名総合病院 秦野赤十字病院 東海大学大磯病院	東海大学さい帯血バンク	3,754
一般社団法人 中部さい帯血バンク	星ヶ丘マニティ病院 名古屋第一赤十字病院 国立病院機構名古屋医療センター 森永産婦人科	おおわきレディスクリニック 鈴木病院	東海臍帯血バンク保存施設	3,279
日本赤十字社近畿さい帯血バンク	京都第一赤十字病院 京都第二赤十字病院 京都市立病院 済生会京都府病院 足立病院 野村病院 大阪府済生会吹田病院 恵生会病院	聖バルナバ病院 松下記念病院 小阪産病院 谷口病院 市立豊中病院 浜田病院 赤崎クリニック	・大阪府赤十字血液センター ・京都府赤十字血液センター	2,118
特定非営利活動法人兵庫さい帯血バンク	西神戸医療センター バルビ7病院 カ・レディス・クリニック ムククリニック 久保みずきレディスクリニック 上田病院 松岡産婦人科クリニック 尼崎医療生協病院	関西ろうさい病院 兵庫県立西宮病院 兵庫医科大学病院 高橋産婦人科クリニック 市立伊丹病院 あさぎり病院 清水産婦人科医院 大森産婦人科医院	NPO 法人兵庫さい帯血バンク	3,753
日本赤十字社九州さい帯血バンク	国家公務員共済組合連合会浜の町病院 聖マリア病院 真田産婦人科麻酔科クリニック いずみ産婦人科 井樋病院	東野産婦人科 北九州市立医療センター エンゼル病院 国立病院機構九州医療センター	福岡県赤十字血液センター	2,859
8バンク	101施設	10施設	29,436	

※宮城さい帯血バンク及び中国四国さい帯血バンクは事業を終了し、保存さい帯血はそれぞれ日本赤十字社関東甲信越さい帯血バンク及び日本赤十字社中国四国さい帯血バンクに移管されている。

3-(2) 都道府県別ドナー登録会開催状況等

		登録会開催回数						登録者数							
		献血併行型登録会		集団登録会		合計		献血併行型登録会		集団登録会		保健所(固定)登録		合計	
		H23年	H24年	H23年	H24年	H23年	H24年	H23年	H24年	H23年	H24年	H23年	H24年	H23年	H24年
北海道・東北	北海道	26	28	0	0	26	28	101	161	0	0	32	18	133	179
	青森県	67	100	0	0	67	100	565	745	0	0	0	0	565	745
	岩手県	3	8	0	0	3	8	42	33	0	0	20	25	62	58
	宮城県	215	246	0	0	215	246	1,571	1,550	3	0	7	5	1,581	1,555
	秋田県	12	12	0	0	12	12	71	60	0	0	6	3	77	63
	山形県	50	50	0	0	50	50	811	931	0	0	0	0	811	931
	福島県	85	113	0	0	85	113	1,103	1,469	0	0	1	0	1,104	1,469
関東甲信越	茨城県	32	32	0	0	32	32	476	387	0	0	0	0	476	387
	栃木県	307	309	0	0	307	309	2,248	2,499	0	0	15	5	2,263	2,504
	群馬県	15	41	0	0	15	41	121	221	0	0	6	1	127	222
	埼玉県	47	62	0	0	47	62	639	924	0	0	0	1	639	925
	千葉県	45	48	0	0	45	48	541	422	2	0	11	7	554	429
	東京都	221	234	0	3	221	237	1,589	1,661	23	33	8	6	1,620	1,700
	神奈川県	7	8	11	11	18	19	89	74	131	144	6	8	226	226
	山梨県	9	10	0	0	9	10	242	20	104	0	11	4	357	24
	長野県	2	3	0	0	2	3	57	54	0	0	2	27	59	81
	新潟県	43	42	5	6	48	48	162	187	0	83	4	10	166	280
東海北陸	富山県	8	4	0	0	8	4	24	75	0	0	11	1	35	76
	石川県	99	91	0	0	99	91	27	132	1	0	7	1	35	133
	福井県	0	0	0	0	0	0	20	2	0	0	25	7	45	9
	岐阜県	14	12	0	0	14	12	116	97	0	0	6	5	122	102
	静岡県	92	90	0	0	92	90	259	196	0	0	57	52	316	248
	愛知県	73	80	1	0	74	80	349	383	11	0	17	11	377	394
	三重県	37	41	1	0	38	41	129	157	24	0	4	4	157	161
近畿	滋賀県	72	79	0	0	72	79	263	432	0	0	11	3	274	435
	京都府	569	642	0	0	569	642	1,029	1,202	0	0	0	0	1,029	1,202
	大阪府	64	117	0	0	64	117	480	490	1	0	12	14	493	504
	兵庫県	146	182	1	0	147	182	1,175	1,336	8	0	0	0	1,183	1,336
	奈良県	9	7	1	1	10	8	34	40	21	11	9	3	64	54
	和歌山県	51	39	1	0	52	39	385	318	6	0	9	9	400	327
中国	鳥取県	24	21	0	1	24	22	181	110	0	0	1	2	182	112
	島根県	43	47	0	1	43	48	167	180	0	21	5	9	172	210
	岡山県	9	12	1	0	10	12	121	269	13	0	13	15	147	284
	広島県	19	31	4	5	23	36	140	312	90	89	1	0	231	401
	山口県	3	1	0	3	3	4	73	146	35	29	20	20	128	195
四国	徳島県	1	0	0	0	1	0	350	102	1	0	4	4	355	106
	香川県	3	6	1	0	4	6	38	43	0	0	6	2	44	45
	愛媛県	13	23	4	0	17	23	331	209	70	0	8	3	409	212
	高知県	6	30	8	3	14	33	75	200	90	27	1	0	166	227
九州	福岡県	239	273	7	2	246	275	1,657	1,539	92	20	5	5	1,754	1,564
	佐賀県	126	118	0	0	126	118	532	435	48	0	17	6	597	441
	長崎県	159	190	1	0	160	190	1,026	906	18	0	5	12	1,049	918
	熊本県	0	21	1	0	1	21	12	250	2	0	7	4	21	254
	大分県	12	9	0	0	12	9	81	134	0	0	11	2	92	136
	宮崎県	44	19	8	4	52	23	107	76	51	25	20	30	178	131
	鹿児島県	20	17	0	1	20	18	157	68	0	5	19	6	176	79
	沖縄県	907	503	0	0	907	503	2,529	2,424	2	0	7	3	2,538	2,427
合計	4,048	4,051	56	41	4,104	4,092	22,295	23,661	847	487	447	353	23,589	24,501	

(資料出所) 献血併行型登録会及び集団登録会の回数・登録者数については(公財)骨髄移植推進財団資料、保健所(固定)登録は日本赤十字社資料を使用し、厚生労働省臓器移植対策室作成。

(注) 献血併行型登録会及び集団登録会の回数・登録者数については、平成24年12月31日時点で財団に報告があったもの。